

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例
藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表に次のように加える。

63	法第12条第8項に規定する台帳の記載事項に関する証明	1件	400円
64	法第86条第8項に規定する図書の写しの交付	1件	400円
65	法第93条の2に規定する国土交通省令で定める書類の写しの交付	1件	400円

別表第4の2の表1の項法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

- (3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、9,100円
- (4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- ア 1戸から5戸まで 18,000円
- イ 6戸から10戸まで 32,000円
- ウ 11戸から30戸まで 46,000円
- エ 31戸から50戸まで 87,000円
- オ 51戸から100戸まで 150,000円
- カ 101戸から200戸まで 250,000円
- キ 201戸から300戸まで 300,000円
- ク 301戸以上 320,000円

別表第4の2の表1の項法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けている場合（限界耐力計算を要する場合を除く。）の項中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同表1の項法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(3)(1)及び(2)以外の場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

- (3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、68,000円
- (4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - ア 1戸から5戸まで 160,000円
 - イ 6戸から10戸まで 260,000円
 - ウ 11戸から30戸まで 510,000円
 - エ 31戸から50戸まで 910,000円
 - オ 51戸から100戸まで 1,600,000円
 - カ 101戸から200戸まで 2,900,000円
 - キ 201戸から300戸まで 4,100,000円

ク 301戸以上 5,000,000円

別表第4の2の表2の項法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

(3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額

ア 9,100円

イ 第1号イに掲げる額

(4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を申請戸数で除して得た額

(ア) 1戸から5戸まで 18,000円

(イ) 6戸から10戸まで 32,000円

(ウ) 11戸から30戸まで 46,000円

(エ) 31戸から50戸まで 87,000円

(オ) 51戸から100戸まで 150,000円

(カ) 101戸から200戸まで 250,000円

(キ) 201戸から300戸まで 300,000円

(ク) 301戸以上 320,000円

イ 第2号イに掲げる額

別表第4の2の表2の項法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(2)申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けている場合（限界耐力計算を要する場合を除く。）の項中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同表2の項法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対

する審査（当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(3)(1)及び(2)以外の場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

(3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額

ア 68,000円

イ 第1号イに掲げる額

(4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 次の(㉞)から(㉟)までに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれ(㉞)から(㉟)までに定める額を申請戸数で除して得た額

(㉞) 1戸から5戸まで 160,000円

(㉟) 6戸から10戸まで 260,000円

(㊱) 11戸から30戸まで 510,000円

(㊲) 31戸から50戸まで 910,000円

(㊳) 51戸から100戸まで 1,600,000円

(㊴) 101戸から200戸まで 2,900,000円

(㊵) 201戸から300戸まで 4,100,000円

(㊶) 301戸以上 5,000,000円

イ 第2号イに掲げる額

別表第4の2の表3の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

(3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、4,550円

(4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- ア 1戸から5戸まで 9,000円
- イ 6戸から10戸まで 16,000円
- ウ 11戸から30戸まで 23,000円
- エ 31戸から50戸まで 43,500円
- オ 51戸から100戸まで 75,000円
- カ 101戸から200戸まで 125,000円
- キ 201戸から300戸まで 150,000円
- ク 301戸以上 160,000円

別表第4の2の表3の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けている場合（限界耐力計算を要する場合を除く。）の項中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同表3の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(3)(1)及び(2)以外の場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

(3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、34,000円

(4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- ア 1戸から5戸まで 80,000円
- イ 6戸から10戸まで 130,000円
- ウ 11戸から30戸まで 255,000円
- エ 31戸から50戸まで 455,000円
- オ 51戸から100戸まで 800,000円
- カ 101戸から200戸まで 1,450,000円
- キ 201戸から300戸まで 2,050,000円

ク 301戸以上 2,500,000円

別表第4の2の表4の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(1)申請前にかからず当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

(3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額

ア 4,550円

イ 第1号イに掲げる額

(4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を申請戸数で除して得た額

(ア) 1戸から5戸まで 9,000円

(イ) 6戸から10戸まで 16,000円

(ウ) 11戸から30戸まで 23,000円

(エ) 31戸から50戸まで 43,500円

(オ) 51戸から100戸まで 75,000円

(カ) 101戸から200戸まで 125,000円

(キ) 201戸から300戸まで 150,000円

(ク) 301戸以上 160,000円

イ 第2号イに掲げる額

別表第4の2の表4の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(2)申請前にかからず当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けている場合（限界耐力計算を要する場合を除く。）の項中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同表4の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の

認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）の項(3)(1)及び(2)以外の場合の項金額の欄中「一戸建て住宅」を「新築住宅のうち一戸建て住宅」に、「共同住宅等」を「新築住宅のうち共同住宅等」に改め、同欄に次の2号を加える。

(3) 既存住宅のうち一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額

ア 34,000円

イ 第1号イに掲げる額

(4) 既存住宅のうち共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 次の(㉞)から(㉟)までに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれ(㉞)から(㉟)までに定める額を申請戸数で除して得た額

(㉞) 1戸から5戸まで 80,000円

(㉟) 6戸から10戸まで 130,000円

(㊱) 11戸から30戸まで 255,000円

(㊲) 31戸から50戸まで 455,000円

(㊳) 51戸から100戸まで 800,000円

(㊴) 101戸から200戸まで 1,450,000円

(㊵) 201戸から300戸まで 2,050,000円

(㊶) 301戸以上 2,500,000円

イ 第2号イに掲げる額

別表第4の2の表中備考6を備考8とし、備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、同備考の前に備考5として次のように加える。

5 この表において「既存住宅」とは、新築住宅以外の住宅をいう。

別表第4の2の表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に備考2として次のように加える。

2 この表において「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。

別表第4に次の1表を加える。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）によ

る事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	<p>法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、4,700円</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 160,000円</p> <p>(ク) 25,000平方メートル以上 200,000円</p>
	<p>(2) (1)以外の場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)又は第8条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満 34,000円</p> <p>イ 200平方メートル以上 38,000円</p> <p>(2) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p>

ア 200平方メートル未満 17,000円

イ 200平方メートル以上 19,000円

(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第8条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 69,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 280,000円

イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 160,000円

ウ 省令第1条第1項第1号イ又は第8条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 870,000円

エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第8条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

				<p>ル未満 240,000円</p> <p>(㉔) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円</p> <p>(㉕) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円</p> <p>(㉖) 25,000平方メートル以上 440,000円</p>
2	<p>法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)</p>	<p>(1) 法第29条第1項の規定による申請前にあらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について登録建築物調査機関等による審査を受けている場合又は法第36条第1項の規定による申請前にあらかじめ次のアからエまでのいずれかの審査、認定又は評価を受けている場合</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物調査機関等による審査</p> <p>イ 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定</p> <p>エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に基づく評価</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 4,700円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(㉗)から(㉙)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(㉗)から(㉙)までに定める額</p> <p>(㉗) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(㉘) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円</p> <p>(㉙) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円</p> <p>(㉚) 5,000平方メートル以上 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次の(㉗)から(㉙)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(㉗)から(㉙)までに定める額</p> <p>(㉗) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(㉘) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円</p> <p>(㉙) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円</p> <p>(㉚) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円</p> <p>(㉛) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 160,000円</p> <p>(㉜) 25,000平方メートル以上 200,000円</p> <p>ウ 第1号イに掲げる額</p>
		<p>(2) (1)以外の場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同号イ(2)及びロ(1)又は第8条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 次の(㉗)又は(㉘)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(㉗)又は(㉘)に定める額</p> <p>(㉗) 200平方メートル未満 34,000円</p> <p>(㉘) 200平方メートル以上 38,000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一戸建て住宅であって、省令第1条第1項第2号イ</p>

(2)及びロ(2)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 17,000円

(イ) 200平方メートル以上 19,000円

イ 第1号イに掲げる額

(3) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくはイ(2)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第8条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 69,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 280,000円

イ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同項第3号イの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 33,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円

(エ) 5,000平方メートル以上 160,000円

ウ 省令第1条第1項第1号イ又は第8条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円

(ク) 25,000平方メートル以上 870,000円

エ 省令第1条第1項第1号ロ又は第8条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、

				<p>次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 87,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 440,000円</p> <p>オ 第1号イに掲げる額</p>
3	<p>法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）</p>	<p>(1) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物調査機関等による審査を受けている場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、2,350円</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 40,500円</p> <p>イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 13,500円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 40,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 65,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 80,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 100,000円</p>
		<p>(2) (1)以外の場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅であって、省令第8条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満 17,000円</p> <p>イ 200平方メートル以上 19,000円</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 省令第8条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ</p>

				<p>れ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 34,500円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 140,000円</p> <p>イ 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 115,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 435,000円</p> <p>ウ 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)又は同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 43,500円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 220,000円</p>
4	<p>法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）</p>	<p>(1) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物調査機関等による審査を受けている場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 2,350円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 40,500円</p>

		<p>イ 非住宅部分 次の(ア)から(カ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 13,500円</p> <p>(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 40,000円</p> <p>(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 65,000円</p> <p>(ニ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 80,000円</p> <p>(ホ) 25,000平方メートル以上 100,000円</p> <p>ウ 第1号イに掲げる額</p>
(2) (1)以外の場合	1件	<p>(1) 一戸建て住宅であつて、省令第8条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 17,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 19,000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 省令第8条第2号イ及びロの規定により住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 34,500円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円</p> <p>(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円</p> <p>(ハ) 5,000平方メートル以上 140,000円</p> <p>イ 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 115,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円</p> <p>(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円</p> <p>(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円</p> <p>(ニ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円</p> <p>(ホ) 25,000平方メートル以上 435,000円</p>

			ウ 省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)又は同条第3号イの規定により非住宅部分のエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (ニ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (ホ) 25,000平方メートル以上 220,000円 エ 第1号イに掲げる額
備考 1 この表において「登録建築物調査機関等」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。 2 この表において「住宅部分」とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分を用いる。 3 この表において「非住宅部分」とは、住宅部分以外の部分を用いる。			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法に規定する書類等の写しの交付等の手数料を新設し、既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定基準が新たに追加されたことに伴い、これらに係る長期優良住宅建築等計画及び同計画の変更の認定に係る手数料を新設し、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、同法による建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定及び同計画の変更の認定に係る手数料を新設する必要がある。